

# 入札公告

救急車の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和5年10月23日

玉村町長 石川 眞 男

## 救急車売払い 一般競争入札公告

### 1 入札に付する事項

#### (1) 売払い物件の規格等

表 救急車の規格等			
車名	型式	原動機の型式	初度登録年月
ニッサン	CBF-FPWGE50 改	VQ35	平成24年2月
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
普通	特殊	自家用	救急車
乗車定員	走行距離 ※1、※2	車両重量	車両総重量
7人	222,611 km	2,860 kg	3,245 kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別	長さ	幅
3.49 L	ガソリン	564 cm	190 cm
高さ	前軸重	後軸重	
247 cm	1,290 kg	1,570 kg	

※1……走行距離については、令和5年9月30日現在の実走行距離となります。メーターの故障により、メーターの数値は令和5年9月30日現在184,332kmとなります。

※2……令和5年12月4日まで使用予定の車両につき、走行距離は上記の数値より増加します。

#### (2) 価格

入札予定価格（最低売却価格）
200,000円

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 町税を滞納していないこと。

(5) 本入札に関する規定の内容を承諾し、遵守できる者であること。

### 3 契約上の条件

以下のとおり契約上の条件を付すので、落札者はこれらの定めを了承のうえ契約を締結してください。

#### (1) 用途の制限

次に該当する用途に使用することを禁じます。また、売却物件の所有権を第三者に移転し、または権利を設定する場合においても、この用途制限を継承させなければなりません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供すること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のための用途に供すること。

ウ その他町が公序良俗に反すると認める用途に供すること。

#### (2) 違反時の違約金

上記（1）の条件に違反した場合は、違約金として契約金額の3割に相当する額を町に納めていただきます。

#### (3) 調査協力義務

上記（1）の履行を確認するため、町が物件の利用状況について調査を行う際には、落札者に協力していただきます。

### 4 入札参加資格の確認等

入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、下記（3）に記載の書類を入札参加者の区分に応じて提出（郵送）してください。

#### (1) 申込用紙の配布（様式第1号、第2号）

令和5年10月23日（月）から令和5年12月7日（木）

①玉村町役場2階 環境安全課消防防災係で配布（土・日曜日及び祝日は除く）

受付時間：9：00～17：00まで

②玉村町ホームページ(<https://www.town.tamamura.lg.jp>)よりダウンロード

#### (2) 申込受付期間

令和5年10月23日（月）から令和5年12月7日（木）

郵送（簡易書留）または持参により提出 ※必着

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

環境安全課消防防災係あて

#### (3) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人	ぐんま電子入札共同システムの入札資格認定を受けている者
①	入札参加申込書（様式第1号）⑤と同じ印を押すこと	○	○	—
②	誓約書（様式第2号）	○	○	—

③	身分証明書（市町村発行のもの）		○	省略可
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	○		省略可
⑤	印鑑証明書（写し可）	○	○	省略可
⑥	玉村町税務課が発行する完納証明書（写し可）	○	○	省略可
⑦	売払い物件の利用計画書	○	○	—
⑧	返信用封筒	○	○	—

※③、④、⑤、⑥については、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※⑦については、任意の様式とします。

※提出された書類は返却しません。

※落札後の売買契約及び所有権移転は、①入札参加申込書（様式第1号）に申し込みされた方の名義で行います。名義を変更することはできませんのでご注意ください。

※1名の方（法人を含む。）が複数申し込むことはできません。

※法人での申し込みがあった場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）に記載のある個人での申し込みはできません。

(4) (3) の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、入札参加受理書（様式1の2）を申請者あてに結果を通知します。なお、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

## 5 物件の確認

救急車見学会を実施しますので、入札参加者は、環境安全課消防防災係までご連絡をお願いします。その際に、消防車見学会の日程を調整させていただきます。なお、現状有姿にて引き渡しとなります。

## 6 入札保証金の納付等

(1) 入札保証金の納付

① 入札参加者は、入札前日(12月13日(水))までに、入札保証金（入札金額の5%以上の金額）を玉村町の発行する入札保証金納付書により納付していただきます。

なお、納付先金融機関等については、下記のとおりです。

- ・(株) 群馬銀行
- ・(株) 東和銀行
- ・桐生信用金庫
- ・高崎信用金庫
- ・J A 佐波伊勢崎農協
- ・アイオー信用金庫
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・中央労働金庫
- ・J A 高崎市農協
- ・しののめ信用金庫
- ・玉村町役場会計課

入札当日、現金等による入札保証金の追加はできません。

※ 入札の結果、落札しても、入札保証金が入札金額の5%未満だった場合は、落札

は無効となりますので、ご注意ください。

※ 落札者が町の指定した期間内に売買契約を締結しないとき（契約書が提出されない場合を含む）は、入札保証金は玉村町に帰属されます。

(2) 入札保証金の返還

- ① 落札できなかった方等が納めた入札保証金については、入札保証金返還請求書（様式4号）に記載された口座に、入札日の約1か月後までに振込みにより返還します。
- ② 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。
- ③ 入札保証金には利息を付しません。

## 7 入札の実施日時及び会場

- (1) 入札及び開札日時 令和5年12月14日（木）10時00分
- (2) 入札及び開札会場 玉村町役場 3階 北会議室

## 8 入札当日に持参するもの

- (1) 様式第1号の2「入札参加申込書受理書」
- (2) 様式第3号「入札保証金領収証書」
- (3) 様式第4号「入札保証金返還請求書」
- (4) 様式第5号「入札書」

## 9 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

消防車の買取希望価格を記載し、町が定めた最低売却価格以上の金額としてください。

(2) 再度入札

再度入札は行いません。

(3) その他

- ①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- ②入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。
- ③入札に参加する者が1者であっても入札を執行します。

## 10 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者が行った入札
- ② 同一の入札において同一人が行った2つ以上の入札（代理の場合も含む）
- ③ 不正行為による入札
- ④ 金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札書で行われた入札
- ⑤ 記名押印（実印）を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑥ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑦ 最低売却価格未満の額での入札
- ⑧ 7（1）に記載の時刻を過ぎて到着した入札書による入札

⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

### 1 1 落札者の決定方法

- (1) 町が定めた最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

### 1 2 落札結果の公表

落札結果は、落札者決定後、町のホームページにて公表します。

### 1 3 契約

- (1) 「売買契約書（案）」のとおりとします。
- (2) 落札者は令和5年12月21日（木）までに、契約書に記名、押印、収入印紙貼付（1部のみ）のうえ環境安全課消防防災係に提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（13（2）の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (4) 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (6) 契約の締結は、4（3）①入札参加申込書（様式第1号）に記載された名義で行います。

### 1 4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結の前に、契約金額の10%以上の金額を契約保証金として町が発行する納入通知書により納めなければなりません。ただし、契約締結の前に、売買代金の全額を支払う場合は、納める必要はありません。
- (2) 落札者が納めた入札保証金は、契約保証金に充当します。

### 1 5 売買代金の納付方法

- (1) 売買代金の納付は、次のいずれかの方法となりますので落札後に申し出てください。
  - ①契約の締結までに、売買代金の全額を納める方法  
入札時に納められた入札保証金は、売買代金の一部に充て、売買代金との差額を納めていただきます。
  - ②契約保証金を納め、その後、売買代金を納める方法  
売買契約の締結（令和5年12月21日（木）期限）までに契約保証金（入札保証金を充当した残金）を納め、令和6年1月15日（月）までに売買代金と契約保証金との差額を納めていただきます。
- (2) (1)のいずれの方法による場合も、町が発行する納入通知書により納めていただきます。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。
- (4) (1) ②の方法を選択したときは、期限までに売買代金が納められない場合、当該落札は無効となり、既納の契約保証金は違約金として町に帰属することとなりますので十分ご注意ください。

## 16 所有権の移転等

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売買代金を全額納めたときに移転します。
- (2) 所有権移転の手続きは、売買代金が納められたことを確認後に落札者が行います。
- (3) 所有権移転に必要な諸費用は、落札者の負担となります。
- (4) 売払物件は、現状有姿にて引き渡します。
- (5) 売払物件の搬出は落札者にて行い、搬出に要する費用も落札者の負担となります。

## 17 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、玉村町財務規則（平成12年規則第7号）の定めるところにより処理します。

## 18 問い合わせ先

〒370-1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

玉村町役場 2階 環境安全課 消防防災係

電話：0270-64-7708（直通）

FAX：0270-65-2592

メール：bousai@town.tamamura.lg.jp